

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	小川町

小川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 小川町環境農林課
所 在 地 埼玉県比企郡小川町大字大塚 5 5
電 話 番 号 0 4 9 3 - 7 2 - 1 2 2 1
F A X 番 号 0 4 9 3 - 7 4 - 2 9 2 0
メールアドレス ogawa110@town.saitama-ogawa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、ニホンザル、アライグマ、タヌキ、アナグマ、ツキノワグマ
計画期間	8年度 ～ 10年度
対象地域	町内全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
		万円 a
イノシシ	水稻、いも類、野菜、果樹	33.4 15
ニホンジカ	野菜	12.6 1
ハクビシン	—	— —
ニホンザル	—	— —
アライグマ	野菜、果樹	32.5 11
タヌキ	—	— —
アナグマ	—	— —
ツキノワグマ	—	— —

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

近年の状況は、イノシシ、ニホンジカにおける被害と同時に、アライグマによる農作物被害が深刻となっている。イノシシにおいては、食害以外にも住宅敷地内の掘り起こし等が問題化されている。ニホンジカは野菜類の食害が特に酷く、広範囲にわたって被害が出ている。また、過去には花き類の食害も発生していた。アライグマは町内全域にわたって生息しており、捕獲器による捕獲を通年行っているが、近年は捕獲数が増加傾向にあり、4月から7月、10月から12月にかけて被害報告が増加の一途をたどっているのが現状である。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害面積	イノシシ 15 a	イノシシ 12 a
	ニホンジカ 1 a	ニホンジカ 0.7 a
	ハクビシン 0 a	ハクビシン 0 a
	ニホンザル 0 a	ニホンザル 0 a
	アライグマ 11 a	アライグマ 8 a
	タヌキ 0 a	タヌキ 0 a
	アナグマ 0 a	アナグマ 0 a
	ツキノワグマ 0 a	ツキノワグマ 0 a
被害金額	イノシシ 33.4万円	イノシシ 29.5万円
	ニホンジカ 12.6万円	ニホンジカ 10.6万円
	ハクビシン 0万円	ハクビシン 0万円
	アライグマ 32.5万円	アライグマ 30.5万円
	タヌキ 0万円	タヌキ 0万円
	アナグマ 0万円	アナグマ 0万円
	ツキノワグマ 0万円	ツキノワグマ 0万円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲事業実施	地元猟友会に捕獲を委託しているが、資材の高騰により、委託料の不足等の意見が出ているため、増額の検討を行っていない。
	捕獲機材の貸出・購入 (くくりわな70器購入)	特になし。(補助事業により、くくりわな等を導入し地元猟友会に貸し出している)
	アライグマの捕獲	8年度より運搬・処分を地元猟友会に委託する。処分方法等は変更がないので、十分に猟友会と連携を取り、問題がないように努めていかなくてはならない。

防護柵の設置等に関する取組	有害鳥獣等防除機材購入費の補助金 4年度～6年度合計82件	補助金の上限金額が半額補助で3万円までとなっており、耕作面積が多い農家は、上限まで利用しても、1年では全ての農地を囲うことが出来ない。
生息環境管理その他の取組	特段実施せず。	

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

1. 地域住民の鳥獣被害対策の知識向上に向けた取組
2. 人材育成による適切かつ効果的な捕獲
3. 被害報告に対し地元猟友会を絡めた再被害防止対策。
4. 第二種特定鳥獣管理計画に基づく野生鳥獣と自然環境の適切な保護管理。
5. 埼玉県アライグマ防除実施計画を踏まえたアライグマの捕獲。
6. 関係団体との協力体制の強化
7. 防護柵等の整備などによる生息環境の整備。
8. 人里に慣らさない、農地に依存させない、里山及び山の集落環境整備。
9. ICT等々の活用等の検討。
10. 住民からの聞き取りによる詳細な被害状況を判明する取組。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

小川猟友会小川支部への委託を基本としつつ、町職員、農業共済職員、農業者等による鳥獣被害対策実施隊の設置を検討し、新たな被害対策の担い手を育成する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシ ン、ニホンザル、 アライグマ、タヌ キ、アナグマ、ツ キノワグマ	防護柵の設置及び箱わな等の有効利用、捕獲者の育成
9	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシ ン、ニホンザル、 アライグマ、タヌ キ、アナグマ、ツ キノワグマ	防護柵の設置及び箱わな等の有効利用、捕獲者の育成
10	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシ ン、ニホンザル、 アライグマ、タヌ キ、アナグマ、ツ キノワグマ	防護柵の設置及び箱わな等の有効利用、捕獲者の育成

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲事業を基本として必要最小限の捕獲を実施する。アライグマについては、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	190頭	190頭	190頭
ニホンジカ	190頭	190頭	190頭
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
アライグマ	全頭	全頭	全頭
ニホンザル	必要最小限	必要最小限	必要最小限
タヌキ	60頭	60頭	60頭
アナグマ	60頭	60頭	60頭
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲等手段：銃・はこわな・くくりわな
実施予定時期：通年
捕獲予定場所：町内全域

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
小川町	委譲済み

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
イシ、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシ、タヌキ	電気柵 2,000m	電気柵 2,000m	電気柵 2,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
イシ、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシ、タヌキ	設置者自ら管理運営を行う。 追上げ、追払いの 実地	設置者自ら管理運営を行う。 追上げ、追払いの 実地	設置者自ら管理運営を行う。 追上げ、追払いの 実地

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8	イシ、ニホンジカ、ニホンザル	地元地域住民向け学習会の実施、広報誌による遊休農地解消、放任果樹除去等の活動の普及
	イシ、ニホン	地元地域住民向け学習会の実施、広報誌による遊休

9	ジカ、ニホンザル	農地解消、放任果樹除去等の活動の普及
10	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル	地元地域住民向け学習会の実施、広報誌による遊休農地解消、放任果樹除去等の活動の普及

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

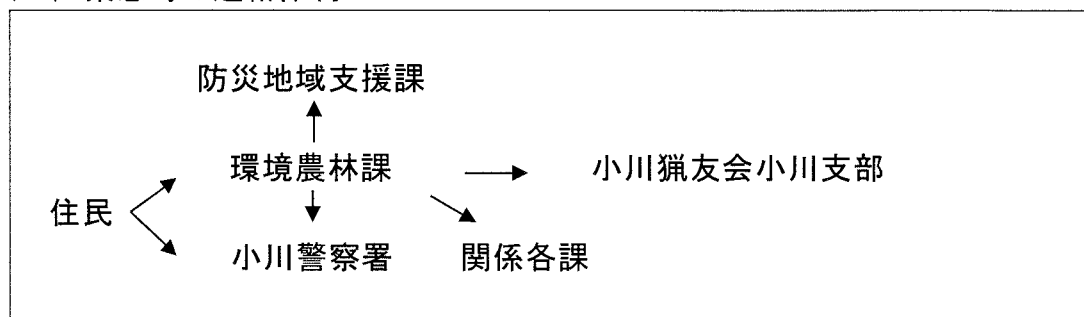
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
小川町 防災地域支援課	防災行政無線による注意喚起、関係団体への周知
小川町 環境農林課	緊急捕獲の実施手続き、住民安全の確保、関係団体への周知
小川猟友会 小川支部	緊急捕獲の実施
小川警察署 生活安全課	住民安全の確保、関係団体への周知

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却処分及び捕獲現場での埋設。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状利用なし。 設備を整え食肉活用に向けた検討を行う。
ペットフード	現状利用なし。
皮革	現状利用なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	猟友会の一部がニホンジカの角を加工している。 今後は製品として販売も視野に入れている。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

現状なし。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現状なし。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小川町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
小川町地域農業再生協議会	農業者の意見とりまとめ・予防対策の啓蒙
小川町認定農業者連絡協議会	農業者の意見取りまとめ・予防対策の啓蒙
小川猟友会 小川支部	捕獲の実施
小川町農業委員会	農作物の保護、被害状況の把握
鳥獣保護員	生息状況の把握
埼玉県中央部森林組合	被害状況の把握
J A 埼玉中央 中部営農経済	被害状況の把握、防除の推進

センター 小川営業所	
小川町	鳥獣被害対策に関する知識の周知、関係機関との協力体制の構築
小川町環境農林課	事務局

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
埼玉県農業技術研究センター	鳥獣被害防止対策の助言指導、ICTわなの実証、推進
東松山農林振興センター	助言、指導
東松山環境管理事務所	助言、指導

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

追い払い活動や有害捕獲活動の中心となる町職員や猟友会員等を構成員として、鳥獣被害対策実施隊の設置を検討していく。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

小川町鳥獣被害対策協議会構成機関との連携強化
住民の安全対策の推進

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

地域住民の獣害対策に関する意識の向上を図るための学習会の実施
情報の周知徹底

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の
実施に関し必要な事項について記入する。